

(様式 5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

		資料番号	24	担当課	林業政策課
法令名	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法	根拠条項	4-1 4-2	許認可等の内容	合理化計画の認定
林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年6月28日 法律51号）					
1. 根拠規定					
法第4条第1項					
都道府県知事は、第2条の2第3項の規定により基本構想を公表した場合には、その管轄する都道府県の区域内に住所を有する次に掲げる者の申請に基づき、その者の作成する木材の生産又は流通の合理化を図るための計画（以下「合理化計画」という。）であつて生産行程の改善、経営管理の合理化その他の事業の経営改善に関する措置を内容とするものが適当である旨の認定をすることができる。					
1 森林組合、森林組合連合会又はその他の森林所有者（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）の組織する団体					
2 森林所有者					
3 素材生産業、木材製造業若しくは木材卸売業を営む者又は木材取引のために開設される市場（政令で定めるものに限る。）を開設する者（以下「市場開設者」という。）の組織する団体					
4 素材生産業、木材製造業若しくは木材卸売業を営む者又は市場開設者					
5 前各号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として政令で定めるもの					
法第4条第2項					
都道府県知事は、第2条の2第3項の規定により基本構想を公表した場合には、その管轄する都道府県の区域内に住所を有する前項各号に掲げる者と次に掲げる者との共同の申請に基づき、これらの者の作成する合理化計画であつて事業の協業化、安定的な取引関係の確立による事業規模の拡大その他の木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置を内容とするものが適当である旨の認定をすることができる。					
1 前項各号に掲げる者					
2 地方公共団体の出資又は拠出に係る法人で地域の林業の振興を図ることを目的とするもの					
3 関連業種（その業種に属する事業と木材製造業又は木材卸売業との関連性が高いことその他の政令で定める基準に該当するものとして農林水産省令で定める業種をいう。）に属する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）又は関連事業者の組織する団体					

(様式 5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

2. 審査基準

法第4条第4項

第1項又は第2項の認定は、第1項又は第2項の申請に係る事項が次の各号の要件を満たす場合に限り、するものとする。

- 1 合理化計画が基本構想に照らし適切なものであること。
- 2 合理化計画が適正に作成されており、かつ、申請者がこれを達成する見込みが確実であること。

法第4条第5項

前各項に規定するもののほか、合理化計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

○林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について

(昭和54年8月23日 54林野企第82号農林水産事務次官依命通知)

第4 合理化計画

2 合理化計画の認定

合理化計画の認定基準は、法第4条第4項に規定されているが、都道府県知事は、認定に際しては、別途林野庁長官の定める事項に留意するとともに、認定の迅速化に努めるものとする。

○林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について

(昭和54年8月23日 54林野企第83号林野庁長官通知)

第4 合理化計画について

合理化計画の認定基準は法第4条第4項に規定されているが、都道府県知事は、認定に際しては特に次の事項に留意するとともに、認定の迅速化に努めるものとする。

1 事業経営改善計画

(1) 共通の基準（ア及びイの両者を満たすことが必要）

ア 事業の経営改善の基本的方向が、法第2条の2に規定する基本構想に照らし適切なものであり、その実施が確実と見込まれること。

イ 所要資金の額及び調達方法が事業の経営改善を確実に遂行するために適切なものであること。

(2) 第8の1の(1)の事業経営改善合理化資金を借り受けようとする者に係る基準

ア 素材生産等促進資金（第8の1の(1)のアの資金）

素材の生産、素材若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工に係る当該事業体における事業に直接従事する従業員一人当たりの取扱規模（木材製品の規格化を推進するため、JAS認定業者等にあつては、木材JAS製品の生産の規模を含む。）が増大すると見込まれること。

(様式 5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

イ 素材転換促進資金（第8の1の(1)のイの資金）

国産材の取扱量が増加するように計画し、その達成が確実と見込まれること。

ウ 間伐等促進資金（第8の1の(1)のウの資金）

間伐等に係る素材生産、間伐材等の素材若しくはこれらに係る製品の引取り又は間伐材等の素材若しくはこれらに係る製品の加工に係る当該事業体における事業に直接従事する従業員一人当たりの取扱規模が増大すると見込まれること。

ただし、森林所有者にあつては、その所有する森林面積がおおむね30ヘクタール以上であつて、主伐の促進が計画されていること。

2 構造改善計画

(1) 共通の基準（ア、イ及びウの全てを満たすことが必要）

ア 共同申請する事業体間において、立木の購入又は素材若しくは木材製品の引取りについて、長期かつ安定的な供給・引取りに関する契約、協定等が締結されており、その実施が確実と見込まれること。

ただし、関連事業者又はその組織する団体が共同申請者の場合には、関連事業者又はその組織する団体と他の共同申請者との間に、長期かつ安定的な木材製品の供給、情報提供等に関する契約、協定等が締結されており、その実施が確実と見込まれること。

イ 所要資金の額及び調達方法が木材の生産部門又は流通部門の構造改善を確実に遂行するために適切なものであること。

ウ 構造改善計画の申請前に当該構造改善計画の申請者と同一の者が申請者である構造改善計画が認定されていないこと。

(2) 第8の1の(2)の構造改善合理化資金を借り受けようとする者に係る基準

ア チップ等安定供給資金（第8の1の(2)のアの資金）

申請者のうち資金を借り受けようとする者の事業規模が拡大することが確実と見込まれること。

イ 木材高度加工資金（第8の1の(2)のイの資金）（ア）、(イ)及び(ウ)の全てを満たすことが必要）

(ア) (1)のアの契約、協定等に係る供給量が、(3)に定める基準に適合していること。

(イ) 申請者のうち資金を借り受けようとする者の事業規模が拡大することが確実と見込まれ、かつ、当該事業規模の拡大が(4)に定める基準に適合していること。

(ウ) 素材又は木材製品の加工を行う事業体が、高次加工機械等の活用又は合併等を行うこと又は木材JAS製品、乾燥材等の生産を行う事業体が、高度加工を行うことにより、体質強化を確実に図ると見込まれること。

ウ 原木確保協定促進資金（第8の1の(2)のウの資金）（ア）及び(イ)の両者を満たすことが必要）

(ア) (1)のアの契約、協定等が木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第4条第1項に規定する木材安定供給確保事業に関する計画として都道府県知事又は農林水産大臣の認定を受けたものであること。

(イ) 申請者のうち資金を借り受けようとする者の事業規模が拡大することが確実と見込まれ、かつ、当該事業規模の拡大が(4)に定める基準に適合していること。

(3) (2)のイの(ア)の基準は、契約、協定等に係る供給量が、資金を借り受けようとする者（関連事業者又はその組織する団体を除く。）の素材の年間生産量又は素材若しくは木材製品の年間取扱量の1割以上であること。

(様式 5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

(4) (2)のイの(i)及びウの(i)の基準は、構造改善計画の計画期間内に素材の年間生産量又は素材若しくは木材製品の年間取扱量がおおむね2割以上拡大すること。